



2018年7月17日

各位

会社名 株式会社オリエンタルランド
代表者名 代表取締役社長 上西 京一郎
(コード：4661、東証第一部)
問合せ先 広報部長 久保 哲也
(TEL. 047-305-5111)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会において、下記の通り、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2018年8月16日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 2,933 株
(3) 処分価額	1株につき 11,540 円
(4) 処分総額	33,846,820 円
(5) 募集又は割当方法	譲渡制限付株式を割当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割当てる株式の数	取締役（社外取締役を除く） 8名 1,581株 執行役員 14名 1,352株
(8) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております

2. 処分の目的及び理由

2018年5月16日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）及び執行役員（以下、総称して「対象役員」といいます。）に与えるとともに、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、2018年5月16日の取締役会で決議しております。

また、2018年6月28日開催の第58期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、本制度に基づき対象取締役に譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を総額で年額1億円以内で支給することにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社は対象取締役8名及び執行役員14名に対して総額33,846,820円の金銭報酬債権を支給し、対象役員が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付することにより、譲渡制限付株式として普通株式合計2,933株を割当てることを決議いたしました。対象役員の金銭報酬債権額

の算定方法については、各取締役の役位、職責、役割および経営目標の達成度や個人ごとの目標達成度・貢献度、および現状の報酬水準とのバランスを考慮し、取締役会にて決定しております。なお、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象役員に与えるとともに、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを勘案して、譲渡制限期間を3年間としております。

また、当該金銭報酬債権は、各対象役員が当社との間で、「3. 本制度の概要」及び「4. 本割当契約の概要」記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本制度の概要

(1) 対象役員に対して発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象役員に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は当社の普通株式とし、その数は取締役会で決定します。ただし、本制度に基づき各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に対象取締役に発行又は処分される普通株式の総数は、10,000株^注以内とします。

注 当社が普通株式について、本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合等、1株あたりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等を勘案の上、本制度に基づき発行又は処分される普通株式の総数を合理的に調整するものといたします。

(2) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度により対象役員に対して発行又は処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

(3) 金銭報酬債権の支給及び現物出資

当社は、各対象役員に対して発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給し、対象役員は当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当該普通株式を引き受けることとなります。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

- ① 対象役員は一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部を取得すること。

4. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

対象役員は、2018年8月16日～2021年8月16日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（以下、「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限の解除条件

譲渡制限は、譲渡制限期間の満了時において、対象役員が有する本割当株式の全部につき、解除します。ただし、対象役員が、譲渡制限期間が満了する前に、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合には、当該退任が発生した翌月一日の時点をもって、当該退任時点において対象役員が保有していた本割当株式の全部について譲渡制限を解除します。

(3) 当社による無償取得

対象役員が譲渡制限期間満了前に当社の取締役又は執行役員を退任した場合（任期満了又は死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により退任した場合を除きます。）等一定の事由が発生した場合、当社は、本割当株式の全部について当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）にて承認された場合には、その都度、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編などの承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編などの効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。また、当社は上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) 株式の管理

本割当株式について、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分がなされないよう、譲渡制限期間中は、対象役員がみずほ証券株式会社に開設する専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、みずほ証券株式会社との間で各対象役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連する契約を締結するものとします。

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2018年7月13日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である11,540円としております。これは取締役会決議直前の市場株価であり、合理的で、かつ有利な金額に該当しないものと考えております。

以 上